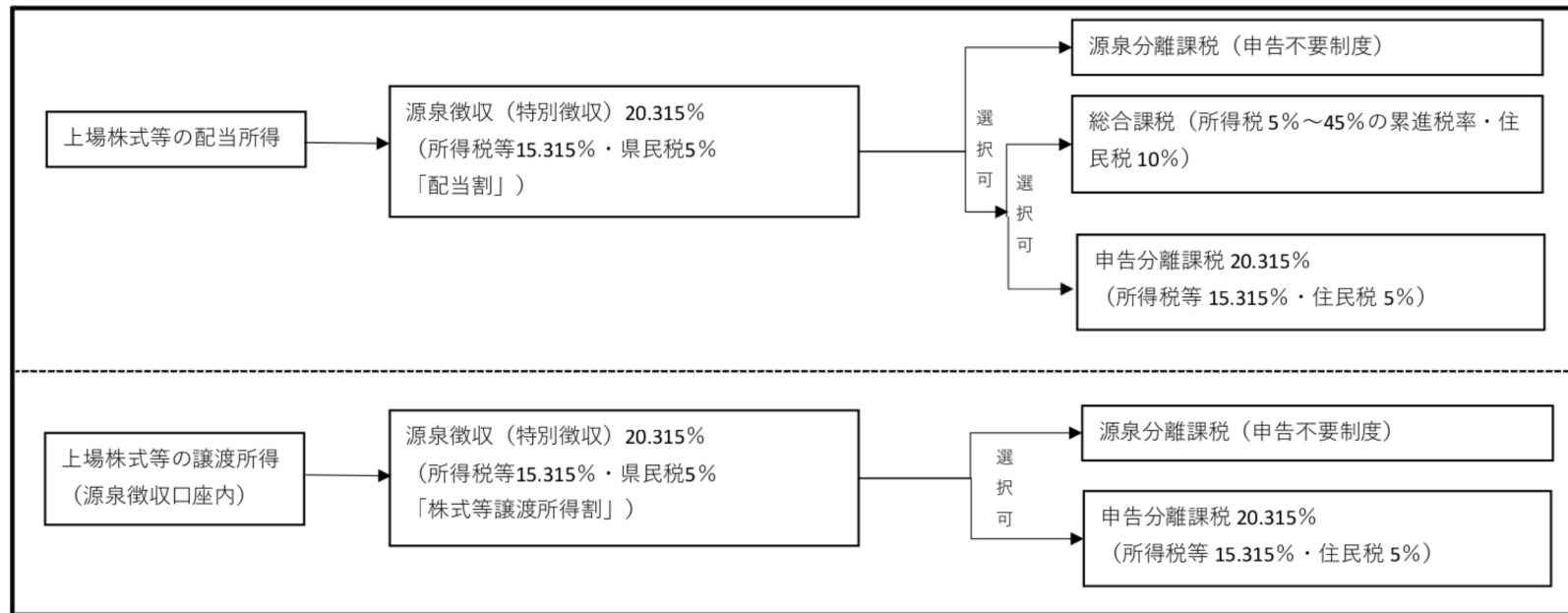


課税方式のイメージについては、次のとおりです。



住民税の課税方式の比較については、次のとおりです。

	項目	申告しない (申告不要制度)	申告する (総合課税)	申告する (申告分離課税)
配 当 所 得	税率	県民税 5% (配当割)	住民税 10%	住民税 5%
	配当控除の適用	なし	あり	なし
	配当割額 (特別徴収税額) 控除の適用	なし	あり	あり
	上場株式等の譲渡損失との損益通算	できない※	できない	できる
	合計所得金額等への算入	されない	される	される
譲 渡 所 得	税率	県民税 5% (株式等譲 渡所得割)	選択不可	住民税 5%
	株式等譲渡所得割額 (特別徴収税額) 控除の適用	なし		あり
	上場株式等に係る配当所得 (申告分離課税) との損益通算	できない※		できる
	合計所得金額等への算入	されない		される

※源泉徴収を選択した特定口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。